

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

（対照表）※改正箇所的项目番号等は、改正前の該当箇所を指す。

改正箇所	改正前	改正後
【凡例】注)	注) なお、特に断りのない限り、本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（ <u>令和7年6月1日</u> ）時点の条番号を示すものとする。	注) なお、特に断りのない限り、本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（ <u>令和7年7月1日</u> ）時点の条番号を示すものとする。
【改正等履歴】	（記載なし）	<u>令和7年7月 政令改正に係る改正内容（令和7年7月1日施行に係るもの）を反映したほか所要の修正を行った。</u>
4-3-1-1(2)	○ IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成30年12月10日関係省庁申合せ ※ <u>令和3年7月6日一部改正</u> ） <a href="https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/choutatsu_moushiawase0706.pdf">https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/choutatsu_moushiawase0706.pdf</a>	○ IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成30年12月10日関係省庁申合せ ※ <u>令和7年4月1日一部改正</u> ） <a href="https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/kihon-2/IT_moushiawase.pdf">https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/kihon-2/IT_moushiawase.pdf</a>
6-1-3-1-4(1) (※5)	刑法（明治40年法律第45号）第 <u>2章</u> に規定された死刑	刑法（明治40年法律第45号）第 <u>1編第2章</u> に規定された死刑
8-2 政令第32条	内閣総務官、内閣感染症危機管理監、国家安全保障局長、内閣官房副長官補若しくは内閣サイバーセキュリティセンター長、内閣広報官、内閣情報官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官	内閣総務官、内閣感染症危機管理監、国家安全保障局長、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官、内閣サイバー官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官